

【三】小峠の開發と自立

(一) 小峠の開發・相続と紙漉 \* 39、60、62は岸和田市笠松俊男家文書

39 小峠開發承諾書 万治三年(一六六〇)

進申紙屋林之事

一 小峠紙屋林山之儀、辰巳ハ小峠てはり城尾夕、東ハ城屋敷へ見通し、北ハ宮川口橋尾限、西南ハ本道限、右之分進申候間、紙屋林ニ可被成候、少も異儀無御座候、為後日証文如件、

万治三年子ノ九月十五日

寺原 市右衛門 印  
 西原 喜太夫 印  
 平 吉 印  
 寺原 伊左衛門 印  
 同 与 助 印  
 同 清右衛門 印  
 同 与左衛門 印  
 西原 久二郎 印  
 同 文右衛門 印  
 同 文二郎 印  
 同 六左衛門 印

左太夫殿

40 紙漉奉公人請書 寛文一〇年(一六七〇)

覚 主々思寄之相談之事

一 今迄男女共猥ニ付、度々欠落仕親・親類一門之者ニ色々骨を懸、其所在所之請人迄ニ隙を取、親をたおし申様成儀ハ向後仕間敷候、一 男女之道猥ニ仕候ハて不叶と申者ハ、断を申寝所を定、向後ハ永代之譜代ニ罷成可申と一札致居可申事、

一 親之奉公ニ候得共、左様ニ身を堅め奉公可仕事ハ不罷成候と申者候ハ、其者之親を呼越、人代を立置、親の方へ帰り可申事、一 老若共男女之寝所別々ニ致、用所有之時ハ男請取、女子共ニ取次させ可申事、

一 紙漉之子共、破紙又ハはしたかみ候共老枚ニ而も男女之取遣り仕間敷事、若左様成儀見付候て、訴人候ハ、拾年之内七年ニ而暇を出し可申候、物毎三度迄訴人候ハ、少も異儀無之候、其上女房と言名有ものと猥ニ仕候而ハ、其身一代ハ女房次第可致候、如件、

寛文拾年 三九郎 ● 五郎七 ● 十蔵 ○ 三郎 ●  
 松若 ● 三蔵 ○ なつ ○ まつ ○  
 せき ○ こせう ○ たけ ○ せう ○  
 まん ○ つし ○ 庄右衛門 (花押)

〔追記〕 請状之事

右之通ハ、左太夫殿被成置候を承候ニ付、我等へも右之通をたしなみ可申候、其上ニもみたらニ仕候ハ、男女共永代譜代ニ罷成可申事ニ、為其請状如件、

延宝五年 八蔵 ● 三平 ● 吉 ●  
 巴閏十二月十四日 しま ● 小せう ● ちよ ●

(原文ではいずれも横一列に署名)

41 紙屋未進につき請状 寛文一〇年(一六七〇)

請状仕一札之事

一 紙屋初り当年霜月以前迄、紙猥ニ仕間敷吟味被仕候事、左太夫おろかニハ不被致候へ共、我々氣のままニ内証仕候ニ付、大分御未進出来仕候ニ付、  
 一 戌ノ霜月指入ハ同廿六日迄、西風市左衛門様度々紙屋之未進へり申様ニ御吟味被為成候処ニ、我々弥々猥ニ罷成、酒売・肴売・木

挽・大工を長々遣、衣類之用意仕二付、左太夫被申候ハ、我々申事をは聞申間敷候共、市左衛門様山保田ニ長々御催促之内、紙屋之未進度々御吟味被成候を、一円承引無之候ハ御未進済シ申間敷たくミと見へ申し候、其内七十郎彦人、御公儀様之飯米元銀一大事と心得申し候中ニモ、庄吉・喜十郎ハ人ニモいけん仕、御未進へり申候様ニ可仕者之儀ニ御座候ニ、人ニすくれ大分未進御座候ニ付、此者二人和歌山へ指越可申と左太夫書付渡シ被申候へ共、向後ハ竿紙拾束壹貫三百めニ究、右之内壹束ニも不足仕候ハ、其時分此書物を以和歌山へ罷越、紙屋中之御未進申わけ可仕候、<sup>(追記)</sup>「灰紙ハ外ニ有、紙め式拾七匁ニ仕候ニ付」

寛文十年 戌ノ十二月廿四日

九十郎 印  
喜十郎 印  
庄吉 印

42 公儀御用につき請書 寛文一一年(一六七二)

指上申一札之事

一度々無沙汰仕、公事之手立取持仕、其上徒成儀宮川村ハ数多無調法仕候、今度御普請人足御触被成候処ニ、彦人モ不参儀此頭人無御座候、一日ノと相延候ニ付、御普請役をモ不仕候へ共、今度之儀ハ御断被仰上候儀御延し可被下候、<sup>重</sup>而御公儀御用之儀無沙汰仕候ハ、如何様共被仰上可被下候、御うらみ申間敷候、為其一札如件、

左衛門二郎 印 与 作 印 半 蔵 印  
作兵衛 印 三四郎 印 左衛門五郎  
権十郎 印 長 作 印 才五郎 印  
寛文十一年 \*三 吉 印 五 郎 〇 左右衛門 印  
亥ノ三月十六日 吉 蔵 印 久 作 印 衛門三郎 印  
才 蔵 印 三郎五郎 印 小十郎 印

43 家産相続につき書き置き 寛文一一年(一六七二)

三田村左太夫殿

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 庄 蔵 〇  | 久左衛門 印 | 三郎四郎 印 |
| 吉右衛門 印 | 久 蔵 〇  | 左 松 〇  |
| 長左衛門 印 | 理兵衛 〇  | 清 蔵 印  |
| 勘兵衛 印  | 甚四郎 印  | 喜左衛門 印 |
| 甚左衛門 〇 | 喜 蔵 印  | 弥二郎 印  |
| 与三郎 印  | 三太郎 〇  |        |

(原文では、\*以下は二段書き)

一蔵長ひつ帳箱たんす<sup>(筆箱)</sup>反古箱、男女之子共多候ニ付、猥ニ錠かさ<sup>(錠)</sup>あけたて仕、先年より人之形見ニ被下候古筆など取失、僉議も不罷成候ニ付、一門有増寄合相談致相究申候、

一吉利支丹八歳以後男女之人數、御檢地帳、御代官様・郡御奉行様ハ被仰出請払留書、百姓方ハ申来事、其品申上請払之留書、田地之文証、數通之御證文、古反古ニ至迄、七九郎一人ニあけたてさせ申様ニ連判致申候、

一家うすひろく、人多候ニ付、左伝母ニ相談致申候ハ、少之事をも手すから働ニ<sup>而</sup>ハ成間敷候、奥口行廻り・納戸口広敷ニ座して、見苦無之衣類夏冬着可被申候、

一心中静成女彦人手も<sup>と</sup>ニつかわせ、両方蔵之あけたて、朝夕飯米之指引をさせ可被申と申渡し、其通り左伝母ニ徳道致、合点究申候、

一右之通り相談書付迄致候へ共、子共多候ニ付、左伝家之仕置悪敷様ニ相見へ申候間、七九郎立のき可申と申候間、留め申候、左候ハ、郡御奉行様・御代官様御尋可被成候間、上々へ聞へ不申候内ニ、我等仕置何様之儀悪敷候と申聞せ、悪敷所ハ直し可申候、我等あすの事をも不存候、相果ての後、家を取みたし申事成間敷候、

一米六百五拾三石出し、新溝五筋堀立、方々ニ<sup>而</sup>五百石余之日焼を

留、久野原村ニ<sup>而</sup>拾貳軒の絶人子孫之者を呼直し、元之屋敷を立

而申候、其外新田畑返り大分出來仕、我等ニも百貳拾石御合力米

被下、御奉行様為 御意三ヶ所新田場拝領仕、苦勞を致候間、只

今器用ニ<sup>而</sup>八家を猥ニハ成間敷候、

田ハ拾町余 新田古田共

茶畑楮畑 五町余

山切畑地 拾町

薪山 貳拾町

家 軒数貳拾軒

紙屋為 御意 貳拾軒

但、是八家人用諸道具銀子、少も無相違上納仕候、

右田地之内矢之助・七九郎、左市右衛門、田三反宛、おさぶ・九

郎・お作三人ニ田貳反宛、以上六人の子共茶畑反畝右之通り我等

形見ニ遣り申候、其外佐左衛門ニ相譲り、今の左伝ニ我等懸<sup>而</sup>相

続ケ、無相違相渡申候間、我等相果ての後少之申分も有之候ハ、

只今仕置仕直し可申候、誰成共仕置相望可被申候ハ、急度相渡し

可申候、左様ニも無之候ハ、前書之通りニ可被致候、何時ニ<sup>而</sup>も

一門仲間出入候ハ、御代官様・郡御奉行様へ右之書付指上ケ被申、

御了簡次第ニ仕可被申候、如件、

寛文十一年 亥ノ九月 左太夫<sup>㊦</sup>

矢之助殿 七九郎方ひかへ

44 家産相続につき約定 寛文十一年(一六七二)

相談ニ<sup>而</sup>定申覚

一佐左衛門跡七九郎御用を達申内、吉利支丹御改之男女之人数八歳  
以後之御帳

一御壁書数通之御書付、御檢地帳

一郡之請払何ニ<sup>而</sup>も数多御座候

一左伝ニ家一跡相渡シ申迄<sup>申上候</sup>数通御証文

一田地之御証文<sup>并文証</sup>、山林竹木迄数通之証文ハ不及申、御状留書、

百姓ノ申來ル其品古反古ニ<sup>申上候</sup>至迄左伝代迄ハ七九郎一人として指引

可致候、若七九郎他行ニ<sup>而</sup>候内ハ、其入用・道具かき、左伝・同

母ニ相渡シ何様ニも仕、次第ニ可致候、若又御用ニ付長逗留ニ<sup>而</sup>

婦事不罷成、い候て叶ヌ書物、何之物ニ<sup>而</sup>も取ニ遣候時ハ、左伝

母不申ニ及、理福院・矢之助・三之丞・左衛門太郎相談ニ<sup>而</sup>あけ

たて可仕候、其外之儀ハ紙文字成共、縦佐左衛門自分之子男女共

ニ、道具之蓋あけ申間敷候、無断して男之子共勝手ニ入用を達し

申間敷候、女之子ハ勝手ニ居申ものニ定り申候、

右之相談違背仕候ハ、郡御奉行様・御代官様へ御断可申候、少

ニ<sup>而</sup>も相背申間敷候、仍<sup>而</sup>如件、

寛文十一年 亥ノ九月 笠松左太夫 笠松矢之助

小松伝十郎 同名左市右衛門

庄司庄太夫 同名左部

田中三之丞 同名九郎

左衛門太郎 森 作十郎

浄光寺 前嶋半左衛門

庄司甚兵衛

(原文は横一列書き)

此通ハ一門有増相談仕、佐左衛門跡左伝代之儀ハ佐左衛門存所之内、

七九郎・矢之助兩人之者ニ、代々左伝相守申様ニと血判させ置申候、

其品ハ本書ニ御座候へ共、一門之内ハ相談之右書也、

45 家産相続につき誓約状 寛文十一年(一六七二)

(端裏書)

二郎右衛門

請状仕一札之事

一我等大上と申家、田地屋敷古々一跡二候間、年月過候ハ、取返し可申と申事ハ、万々御免被成可被下候、其上岡谷・あんの前・古わん・ぬしや・芝・大上・西の岡・東田・三田之峯・堂之向・井之上・脇之瀬・上・むろや、右拾四軒ハ御年貢御未進大分御座候二付、家屋敷田地三人共村中へ相渡、跡之屋敷へ人を付、役等諸事遅々不仕様二佗言致し、村中ニ苦勞を被遊、屋敷ノ二人を付、御役等を勤被下候処ニ、我等たわけ故無例儀を申上候、御免被成可被下候、

一我等物毎ニたわけを申事、組頭をも被成候村之年寄を下手ニ申事、いよ／＼慮外千万ニ御座候間、向後ハ如何様共御異見被成可被下候、少も相背申間敷候、

一我等親大分之御未進、其上我等兄惣領平吉大分之御未進仕候故、御未進之分ハ我等兄弟親引負、左太夫・佐左衛門方へ未進銀ハなげかけ、其身へもうちかかり、身をすごし申候、跡之田地・屋敷・山林迄村へ渡し、村之苦勞ニ被成被下候上、たわけを申候、向後ハ奉頼候間、以後迄悪敷所ハ御異見被成可被下候、其上我々親子兄弟男女子共ニ至迄、御隙をもらい申時ハ、次郎右衛門・平吉両人之者御年貢御未進年々勘定致し相済シ可申候、左候ハ、一門之者無相違御隙可被下候、為其一札如件、

寛文十一年

亥ノ十二月三日

次郎右衛門

平吉

半三

松若

吉松

なつ

左太夫殿

七九郎殿

46 奉公人株につき請状

寛文一二年(一六七二)

請状仕一札之事

一五郎七、せきと申女ニはらませ、其女手廻りニも置不申、五郎七欠落仕、他国ニ居申、郡御奉行様へ被仰上、急度御吟味ニ相申候処を、清水市右衛門殿・紙屋七十郎殿を請ニ立、年切之外ニ式年只奉公御請申、御奉公仕候処ニ、安之前と申家、理右衛門と申者之女房小千代と申者を我等盗出し、其家あき申候、

一右之様子被仰上候ハ、急度被為仰付候ハ、五郎七をは御免被成間敷候へ共、七十郎殿今一度御免被成候ハ、重ハ少之科、其上主めいニ甚之慮外成共、又ハ動ニ裏表仕候ハ、兄之三九郎を替りニ入申、御奉公仕七、三九郎帰候迄三九郎跡を無相違調、三九郎帰候ハ、右之通りニ渡可申候、為其請状一札如件、

寛文十二年

子ノ七月廿九日

証人 五郎七

は、

三九郎

左太夫殿

矢之助殿

47 家督・家産につき遺言状

寛文一二年(一六七二)

覚

一名取弥次左衛門様・鈴木権左衛門様・寺嶋六郎右衛門様被仰付候ハ、保田三助殿ニ奉公致候行衛之者書上候様ニと被仰付候二付、安井甚右衛門・中井九郎左衛門・戸上半助・宮本惣八郎・保田半右衛門、右之旨趣書上申候、

一我等ニハ庄司茂右衛門知せ、つれニ参、広御殿ニ右之衆と対決致申候、右之衆被申候ハ、左太夫ハ三助殿之時分ハ腹ニも居申間敷、御前を立申候へと被申候、

一我等申上候ハ、右之者共三助殿之河内之御知行ニ被成御座候跡ニ、城へ火を懸ケ焼落シ申所へ、我等祖父切込女中方之分負出

先日相談申通り

一 はる銀子佐左衛門取遣り預り之時分、文右衛門彼是引合候へハ、

五百目余之取遣りの様ニ佐左衛門申候、

一 矢之助ニ壹分壹ツ作左衛門くれ候、壹分式ツ佐左衛門遣り候、是

も壹分三ツの通りを、何ニ而もそれ程あて置（以下欠、ママ）、

一 矢之助長屋の下ニ而少の田を致、米式升ツ、有之候つるか、最早

利喰候ハ、壹斗ニも成可申候間、米壹俵くれ候へと申二付、森を

手作致候時、米六俵矢之助ニ遣り申候、

一 遠井のたけ、御伊勢講ニ当り申候、何ニ而も一円無之候と申二付、

其方ニ而米をかり、講を致させ、それハ其方の日記ニ可有候、又

式升三升之儀ハ、はるか遠井のたけニ遣り申候つるか、是ハ我

等然と不存候、

一 其外之儀ハ、何ニ而も少も欲ニ致置不申候、少成共欲ニ致、金銀

銭米はる一門中小峠家之内ニ、又ハ家之外、我等楮元銀取遣り仕

候内ニ、方々ニ渡置候銀子、少ニ而も佐左衛門代の隠置、後の欲

めニ致可申と不存候、佐左衛門・左伝、七九郎ニ隠シ申欲め不仕

候、於仕候ニ者、其方へ申事ハ我等に隠々申様ニ相見へ申候、

一 我等近き親類ニ而も、其方へ悪敷候而、胸中を改、御了簡ニハ上

ケ被申間敷、其者我等方へ参間敷候、

一 其方の近き親類ニ而も、我等ニ悪敷候共、他人ニ批判仕セ候事も

如何と存、其方ニ参事我等存ル通りニ可被致候哉、

一 我等十六ニ而親ニ離れ、親の借銀式拾四石八斗六升本利共相濟シ、

少も相違不仕候、

一 親ニ離れ候時、田地とてハもみ五升まきならてハ無之候、家式間

三間之堀立ニ候、今ハ家数四拾三軒仕置候へハ、百廿七人有之候、

一 今ハ田畑式拾町余、山林三拾町、御証文或ハ文証然と調置申候、  
せめて我等生世之内ハ上々ニも御存知無之様ニ致度候、

し、石垣殿知行日物川谷窪所へ負届、我等祖父兵糧を続ケ申候処

ニ、甚左衛門・九郎左衛門先として小百姓一騎を催、我等所へ四

度責懸り申候を、右三度ハ射落、四度め之駒込之取合ニ、我等祖

父弟田中彦八郎討れ申、安井甚右衛門弟同甚左衛門ひさの口を射

落シ、只今足片足ニ而居申候間、甚左衛門を御両御三人様へ荷出

し、御目ニ懸ケ候へと申、其上甚左衛門ハ雜賀家永所へ隠れ罷過

居申候、九郎左衛門ハ日高之山へ隠れ、命計をつき兼申候と申上

候得ハ右之者之書付を御返し被遊候、

一 我等ニハ其時の御普請役百石高御引被取候ニ付、相当之御用可相

達と心懸、米六百五拾三石出し新溝三筋堀、五百石余之日焼を留

め、久ノ原村ニ而拾式軒之たえ屋敷子孫之者呼返し、元之屋敷を

立させ申候、

一 新田畑返り大分御座候ニ付、我等ニも百式拾石合力米被下、其上

嶋・小峠・小原三ヶ所新田場拜領仕、御証文頂戴仕候、

一 其方ニハ念を入書置可申事も無之候、田畑とても少ならてハ譲り

不申候、田地之儀ハ小峠新田之内ニ而五反、茶畑三反、惣屋式町

五反、薪山五町、小峠家屋敷諸道具ゆつり置申し候、作仕付之儀

ハ左伝作之次而ニ作せ遣し可申候間、左伝方へ相渡シ、書付之

通り相守可被申候、

一 はる儀ハ其方如在ニ不仕候筈之者ニ候間、随分そまつニ無之様ニ

心を付候事第一ニ候、

一 左伝成人致御用相達シ候迄ハ、七九郎と両人之者、左伝家をそた

て、佐左衛門頼置候通り、仲間悪敷無之様ニ可被致候、

一 若、作之次而ニ作せくれ不申書置少成共違背候ハ、右我等形見ニ

譲り申田畑手作ニ致、いか様共心次第ニ可被仕候、為其書置如件、

寛文十二年壬子九月二日

笠松左太夫 印

同名矢之助殿

一我等十一の年分不叶苦勞、親の奉公勤御公儀様へ後昏キ事を仕間敷と今迄心懸ケ、被仰下候事を朝暮相望、被仰下候事ハ違背不仕奉り候、

一左様ニ仕来り候家を、爰やかしこニ取別り、家猥りニ成申事無念至極ニ存候、佐左衛門致たる時分之通りニ仕度候、

一左太夫年寄、今一年か半年計、後ハよしあしニ致者有間敷と取沙汰身内分多候、

一唐の祐外記ハ、子ニ後の世を知らせ申度と被存、乍我毒を給、子を後の世を渡し申候由、我等も苦勞致候、跡左伝ニ継せ申度候ニ付、如此ニ御座候、以上、

寛文十三年癸丑三月

笠松左太夫

同名七九郎殿まいる ひかへ

〔追記〕  
「右書一字成共其方心ニ懸り氣ニ入不申候ハ、早々返し可被申候、不苦仲ニ候

#### 49 相続につき書置 寛文一三年（一六七三）

書置之覚

一去年子ノ年左伝家一跡書置、

村井久太夫様・鈴村市左衛門様、御両所様江御目ニ懸ケ御証抛判被遊被下候、其次ニ孫子共・矢之助共、我等一代之内新田場拜領仕披明候、田地ニ割符書置、御目ニ懸置、悉ク御存知ニ御座候、一我等相果ての後、弔・位牌・茶湯錢とて何ニても残シ置不申候間（以下欠、ママ）

一小原西ノ端山末ニ田壺ケ所起シかけ置申候、是を弔・位牌・茶湯錢ニ渡シ置申候、

一お作童子、弔錢ニハ嶋の川はた藪之分、三田の首渡り瀬分井戸の測迄、此藪我等形見ニお作童子ニ譲り申候、此内にて三助様・長生善門様・大城くつれ無縁之者堂立置候間、其茶湯仏具ニ手廻し

可被申候、此田地も矢之助ニ渡シ申候、  
一惣書置ハ郡御奉行様御了簡被為成被下候、書置諸事有之候、為其書置如件、

寛文十三年

笠松左太夫 印

癸丑三月廿一日

同名矢之助殿

#### 50 旧里切り起請文（前欠） 寛文一三年（一六七三）

（前欠）

買申事ハ不成哉と申ニ付、我等ハ其儀も不存候と申候へハ、祖父己ハ七九郎我等所へ立退申候時、七九郎をもとしくれ候へ、戻不申候へハ家たえ申候と、多クの文を書越候を我等持申候、それをはや忌、たわけをつくし申候、己か様成者の所ニ七九郎ハ置申間敷候、今夜引取申候と申、我等をけ立帰り候、

一与兵衛儀ハ、御両所様御意被成候ハ、七九郎ニ近日祝言させ候へと御意被成候ニ付、佐左衛門子共作十郎、女房共与兵衛呼越祝言させ申膳半ニ、与兵衛片ひさ立、是ハ何と仕たる儀ニ候や、合点不参候と申立破り申候、其上与兵衛我等の田地勝負のわけ様大小不可然と申候、其上我等ニハ小峠紙屋御立被成、紙漉の者共二元銀飯米御借シ被下、元銀ニハ村々の楮を買置候へハ、買置之楮与兵衛手廻し致、値段を上ケ買申ニ付、小峠紙漉御未進を指上ケ可申様も無之候へ共、与兵衛・作十郎兄弟の者ニハ、いなまき・桶・酌子迄仕渡し申ものニ候へハ、扱々無念ニ存候へ共、たれ様ニ可申様ハ無御座候、其儀我等病ニ罷成相果候へ共（以下欠、ママ）  
一七九郎申候ハ祖父の田地ニ居申上ハ、作十郎・与兵衛と行来を致申間敷、きうりを切申候と申ニ付、我等吊ニハ何分満足致候、  
右之前書七九郎・矢之助兩人之者少も違背無之様ニ、於違背仕者、上ハ梵天・帝釈・四大天王・惣日本國中六十餘州大小神祇・殊伊豆菖根両所権現・三嶋大明神・八幡大菩薩・天満大自在天神、部

類眷属神罰冥罰各可蒙者也、仍起請如件、

寛文十三年

笠松矢之助正次 (血判)

癸丑 五月廿九日

笠松左太夫正永 (血判)

同名七九郎

卯ノ十一月

笠松矢之助様

51 紙漉未進銀につき請状 延宝三年 (一六七五)

御請状之事

一 銀札七貫三百拾匁

一 銀九貫壹匁五分六厘

右ハ紙漉申ニ付、御金借用仕候処ニ、御未進ニ罷成申候、此御未進

銀相済申迄、二人之もの所持仕候小原・小峠・嶋三ヶ所ニ御座候新

田、作相米五拾石宛毎年上納可仕候、若少ニ而も不足仕候ハ、請

人として毎年急度上納可仕候、為後日仍而如件、

延宝三年

卯ノ十一月

三田村

七九郎

同

矢之助

同

三之丞

同

弥助

同

市兵衛

同

甚之丞

(以下裏書)

夏目伊左衛門様

一 右表書之通御代官寺島孫右衛門様御役替被成、御跡役ニ夏目

伊左衛門様被仰付候ニ付、御未進御請状差上ケ申候ニ付、表書

之通御未進銀九貫目余貴様名前致判形させ申候、此九貫目余之

御未進銀□□かけ申儀ニ而ハ無御座候、為其我等□□

致□□右之御未進銀ハ我等一代ニ出来仕候にてハ無御座候、

左太夫殿・佐左衛門殿代々も送り御座候、其上楮ハ各村作かつ

御未進請相銀三貫目御座候、小峠紙漉候内、忠三郎・孫八式人

分も銀壹貫四、五百目御座候、寄ハ帳面□□御座候、以上、

延宝三年

同七九郎

52 紙漉につき請状 延宝五年 (一六七七)

御請状之事

一 御金米御拜借仕、紙すき申候、楮御渡し被下候、出来紙十日切ニ

差上ケ可申候、一帖ニ而も不足仕候ハ、組中ハ急度指上ケ可申

候、

一 勿論一夜ノ夜かし申間敷候、酒など買申儀堅ク停止可仕候、其上

紙壹帖ニて代物ニ出シ申間敷候、只今迄ハ大分之御未進も御座候

ヘハ、何とそ情を以十日切之請相之内ニて、少ニてもすき出し可

申候、其上商人之儀ハ御相談ニていれ可申候、又紙出シ申時ハ其

者貴殿へ時々ニよせ御しらせ可申候、右之通少相違無御座候、為

其一札差上ケ申候、以上、

延宝五年

巳十二月十六日

小峠組頭此組

七左衛門

同

九左衛門

同

吉兵衛

同

五郎七

同

後家

同

庄吉

同

伝兵衛

同

伝三郎

同

三九郎

同

後家

同

九十九郎

同

藤蔵

同

六蔵

同

権十郎

此組  
喜十郎 (印)  
長五郎 (印)  
加兵衛 (印)

此組  
七左衛門 (印)  
九左衛門 (印)  
吉兵衛 (印)  
五郎七 (印)  
後家 (印)  
庄吉 (印)  
伝兵衛 (印)  
伝三郎 (印)  
三九郎 (印)  
後家 (印)  
九十九郎 (印)  
藤蔵 (印)  
六蔵 (印)  
権十郎 (印)

53 田地売り渡し証文 延宝六年（一六七八）

永代売渡田地之事

一田高壱石八斗壱升式合 所ハ風呂横道ノ下山共

内式斗式升茶紙木高

東ハ風呂横道山朝地限

但四方境目

西ハ立道限り

南ハ類地限り

北ハ横道ノ下式通之長田ノ下限り

右者、我等年々御未進銀七百八匁其方出シ被申慥ニ請取、御公儀様へ上納仕、右之田地永代売渡申所実正明白也、我等子々孫々至迄違乱妨申間敷候、為後日証文仍而如件、

延宝六年午八月晦日

三田村亮主 次左衛門 印  
 同子 太郎 助  
 三田村庄屋 矢之助 印  
 同組頭 七十郎 印  
 同 右左衛門 印  
 同 左衛門太郎 印  
 同 三右衛門 印  
 同 市右衛門 印  
 大庄屋 笠松七九郎 印  
 吉兵衛殿

54 田畑山林出入りにつき取為替証文 延宝六年（一六七八）

覚

一其方甥熊之助と、田畑山林一跡之儀ニ付、親左太夫ノ譲り申候書物有之ニ付出入ニ仕候処ニ、御所様へ拙者共御断申上候処ニ、御了簡被遊御濟被下、双方一紙ニ濟一札我ニ当テ所ニ仕、其上御所様御裏書下シ被為置、私共預り申候ニ付、為後日我々此之通ニ候間、重而諸一跡之儀ニ付出入被申間敷候処、其双方へ如此相認め遣し申候間、出入発出候ハ、其断可被申候、以上、

（追記）  
「御裏判手形七九郎方ニ預ル」  
延宝六年午九月十二日

笠松七九郎 印  
清水村市右衛門 印

矢之助殿

55 盗み咎につき請状 延宝九年（一六八一）

御請仕一札之事

一私せかれ権兵衛・八藏盗仕申ニ付、御公儀様江被仰上候儀、唯今之儀ハ村之衆御音密被下候ハ、難有可奉存候、盗之品皆々急度弁可申答ニ候へ共、私大分御未進負之儀ニ候間、少宛相当ニ弁可申候、重而ハ少之盗仕候儀御座候ハ、如何様共急度可被仰付候、  
右ハ盗仕ル、科ニ村之立合并ニ親類たり共、村中御意無之内ハ立合仕申間敷と、夫とても御侘言仕、品次第ニ立合之儀御免し可被下候、

一御公儀様御用之儀ハ何ニても欠し申間敷候間、家ニ御置可被下候、為後日請合一札如此ニ御座候、以上、

三田 太左衛門 印  
 同 権兵衛 印  
 同 八藏 印  
 延宝九年酉ノ八月  
 三田村中参

56 死牛捨て置きにつき願書 貞享三年（一六八六）

乍恐口上書

一清水村領之内小峠申所、三拾年以前巳之年、私共祖父佐太夫親佐左衛門申請、則庄屋・肝煎証文仕くれ、

郡御奉行様へ相達候処、御証文被為下、新田畑ニ仕、只今ニ至私共所持仕申候、

一六年前申之年ニ、佐左衛門世倅左平太右新畑之内ニ家作り罷居



申候所ニ、今月二日之夜、清水村より死牛持参仕、左平太屋敷垣  
さわへ捨置申候ニ付迷惑仕、三田村庄屋弥之助方清水村庄屋市  
右衛門殿へ両度申遣し候へバ、市右衛門殿被申越候ハ、清水村久  
蔵牛死ニ申二付、先年之牛さん(三味)まいニて候故、捨置申候間、其方  
何ニとも申分有之間敷与被申越、迷惑ニ奉存候、尤先年牛さん  
まい二可有御座候得共、三拾年以來持参仕たる儀無御座候処ニ、  
今度余成仕形ニて御座候間、乍恐被為仰付被為下候ハ、有難可奉  
存候、以上、

寅(真字)ノ二月十八日

左平太 ㊦  
富右衛門

岡山勘七様

富永伝之丞様

57 七九郎分別につき覚書 (下書)

年不詳

覚

一七九郎其方ハ我等只今相果申時、我等取置申致候事ハ、尤過分ニ  
候へ共、能々分別被致可給候、

一我等相果、其方の手ニ懸り申事ハ一日三日七日之間計二而、我等  
其方のちな(四)ミニ候、

一それ過候へハ、蘭の親ニ相添不申候ハて不叶儀ニ御座候間、(以  
下欠、ママ)

一蘭ハ我等子ニ候へ共、去年歳越の夜参、左太夫其方ハ正根ぬけ  
たわけ者ニ成候事不便ニ候、七九郎立退、我等処ニ居申時、七九  
郎を返し候へ、返し呉候ねハ家絶申候と多の文を我等方へ越、尔  
今其文持居申候、それを五はや忘れ、たわけ者ニ成候事浅間敷候  
間、今夜七九郎を引取申候、其跡見可申と申、我等をけたて立申  
候、与兵工儀ハ、(以下欠、ママ)

一御両所様之御意被成候ハ、七九郎ニ祝言させ候へと御意被成候ニ

付、佐左衛門子共ニ蘭の者共呼越祝言致候、膳半与兵衛片ひさ立、  
左太夫仕様合点二而無之候と与兵衛申候へ共、左伝家のたへニ被  
仰付候へハ、不及是非居申候、

一小峠紙漉を被仰付、保田の楮銀子御借シ被成、御買せ被下候、我  
等銀子を渡し、買置候へハ、買置之楮直段を上ケ、与兵衛兄弟清  
水脇紙漉をかたらい、大分の船を立、漉申二付、小峠紙漉ハ可致  
様も無之候へハ、我等相果ての後、心中難留候、(以下欠、ママ)

58 田畑普請等につき覚書

年不詳

覚

一理右衛門女房埒明不申候ニ付、今明日之内ニ理右衛門ニハせいし  
致させ可申候、

一伝九郎儀、先日披露之通替儀無之候ハ、相談二而可被申付候、  
我等も立合可申候へ共、子供ためニハおば・いとこ親類ニ候へ者、  
御在知之通いく度も屋敷ニ不罷成と申候へハ、度々の合力致、其  
しる(三)両方ニ可有御座候、其上村中ニも頼母子をむすひ、屋敷を  
相立被申候、

一御公儀の家並七工役之庄屋給をも半分も不仕候へ共、屋敷ニも不  
罷成候ほと(四)の儀ニ候へハ、其儀も其ま、かんに(五)いたし、家つ、  
く様ニ仕置候、

一新溝など申上御ほり候へ共、田地多ク無之、日やけ所も無之、畑  
返りも三畝四畝程之ものハ、右道具入用・扶持方・日用銀子入用  
ハ平等ニ出し、御普請などハ毎日夜々夜迄、達者を致仕候処、(以  
下欠、ママ)

一大分之日やけハ留、畑返りハ人之五(六)そうはいも有之候得共、其時  
ハ畑少く候得ハ、御普請之儀もそこ(七)ニ候へ共、我等之つら  
を見合、村之者も堪忍致候上ニ、一度ならず式度ならず、わき/

の家たる被申様成おごり仕候へハ、出合可申儀仕間敷候、其上も我等之悪敷所御座候ハ、御直し可之有候、請状可申候、一并孫作手前二異儀候ハ、七九郎和歌山ニ居申し候間、明日両方合組頭二つれさせ和歌山へ越可被申候、以上、

十一月

左太夫

村中参

## (二) 小峠の由緒

59 小峠紙漉につき願書(下書・後欠) 宝曆六年(一七五六)

乍恐奉願口上覚

一小峠与申所、百年余以前酉年

南龍院様御意被為遊候者、國中二紙漉無之、場所を見立紙漉被申様ニ与、遠藤兵右衛門殿被為仰付、御国中大庄屋衆被召寄、御意之通り被仰聞候、外組大庄屋衆紙漉場所無御座由申上候、私大祖父笠松左太夫御請申上、清水村領小峠与申場所を見立、寺原・西原・湯子川三番役人之判形一札を取、四方境目之内かかへ之者ニ打をこさせ、紙屋分屋敷壱町壱反并新畑五反拾八歩、其外御証文付ひらき立、吉野郡并高野領合紙漉師匠六人雇寄、壱人ニ給銀三百目・扶持方三石六斗二定、雇参、紙船式拾式艘之新紙屋、軒数式拾式軒取立、御公儀様へ指上ケ御仕入ニ被為遊、御鼻紙・大小奉書紙・杉原・ほと村・深野半紙・保田紙漉はじめ、在方共漉ならわせ、紙船八拾四艘取立、紙船壱艘ニ御運上銀式拾めツ、銀高壱貫六百八拾め指上ケ申候、

一紙屋分之内張山尾限、私所持之分、屋敷其外新畑・御証文畑不残、遠井村藤藏本銀がやしニ八年以前証文仕、寺原庄屋増右衛門判形被致、四方境目引渡シ申候内、張山尾限私所持之内へ寺原村伊兵衛与申者死人をいけ申候、其時分境目之通り申聞七候へハ、小峠

与申所寺原之さんまい之由被申、又候哉只今くわ・かまにて作をあらし申候、

殊ニ族申、はか所段々ニ入込、細作難成○

一寺原之義、大村人数を、くさわかしき時節ニ御雇候銀主之義逼迫仕、後日ニ者寺原之三まいに相成り申事也、難儀ニ奉存候故、庄や増右衛門へ参、伊兵衛仕方申分之通り申参、伊兵衛後日ニ致シ不申候様ニ被申付被下候与願申候へハ、増右衛門被申候、村中伊兵衛同前ニ候間、書付上申様ニと被申候故、三田村佐左衛門方へ参、紙屋分之一札をうつし参、庄屋増右衛門へミセ申候へハ、此一札ニハ埒明不申、小峠之義者城屋敷合見通シ私屋敷限り、其上内けを入打出シ之分、寺原三まいに被致候え与被申候、

一七拾年以前寅年、私親左衛門時分、寺原久蔵与申者張、境目ニ而死牛持参すてをき申候故、其時分御郡岡山勘七様・留永伝之丞様へ親佐右衛門願書指上ケ申候へハ、其死牛早速取のけ申様ニ与被為仰付候れいも御座候、

一大祖父笠松佐太夫・同祖父佐左衛門義、小峠与申新村新紙屋を取立、山保田不申及下組迄紙漉大分出来付、御国之御にきわいニ相成り申候事、御ためを仕、上ケ候場所、御公儀様に今御捨置不為遊、無利之御銀御借シ被為遊候、笠松佐太夫取置申一札之通り、御慈悲を以被為仰付被下候者難有奉存候、則(以下欠、ママ)

60 小峠紙漉に着き願書 宝曆六年(一七五六)

一小峠与申所百年以前

南龍院様 御意被為遊候者、國中二紙漉無之由、場所を見立紙漉七申様ニ与、遠藤兵右衛門殿へ被為仰付、御国中大庄屋衆被召寄、御意之通り被仰聞候、外組大庄屋衆紙漉場所無御座由申上候、大祖父笠松左太夫御請申上ケ、清水村領小峠与申場所を見立、寺原・西原・湯子川三番之役人之判形一札を取、四方境目之内抱之者ニ

打をこさせ、紙屋分屋敷壹町壹反、新畑五反拾八歩、其外御証文付開立、吉野郡并高野領分紙漉師匠六人雇寄セ、壹人ニ給銀三百目扶方三石六斗二定、雇參、紙船式拾式艘之新紙屋軒數式拾式軒取立、御公儀様へ指上ケ御仕入ニ被為遊、御鼻紙・大小奉書紙・杉原・ほと村・深野半紙・保田紙漉ならわせ、紙船八拾四艘取立、紙船壹艘ニ御運上銀式拾目ツ、毎年指上ケ申候、銀八拾目ツ、指上ケ申候、

一 小峠紙屋分之内、張山尾限私所持之分、屋敷其外新畑御証文付不殘、遠井村藤藏へ本銀返シニ八年以前証文仕、寺原庄屋増右衛門判形被致、四方境目引殘シ申候内、張山尾限私所持之内へ、寺原伊兵衛申者死人を持參、いけ申候、其時分境目返り伊兵衛へ申聞七候へハ、伊兵衛申候者、小峠申所、牛・人さんまい之由被申、又候哉、くわ・かまにて作をあらし申候、

一 寺原領尾限南二前方分のはか所御座候、其外寺原領同所二山ばしを、く御座候、私所持之内へ、のかれ候者共、断を立、いけさせ申はか所も御座候、

一 寺原之義百年余ニ成り申候へハ、外二牛・人捨所御座可有奉存候、大祖父笠松佐太夫同祖父佐左衛門そん生之時分、三拾年余牛・人持參不申候、七拾年以前寅年私親佐右衛門時分、寺原久藏申者出張、境目之内へ死牛持參捨置申候、其時節寺原庄屋市右衛門へ申候へハ、市右衛門被申候ハ、小峠申所牛・人さんまい之由、外二大水之時捨所無之由申參候故、其時分御郡岡山勘七様・留水伝之丞様、親佐右衛門願書并市右衛門書状共指上ケ、願之通り其死牛早速取のけ申様ニ被為仰付候れいも御座候、此度時節を見かけ、村中族之仕方殊ニ大村人数を、く御座候へハ、段々二者入込畑作難成り、後日二者寺原三まいと相成り申事迷惑難義ニ奉存候故、寺原庄屋増右衛門へまいり、伊兵衛仕方申分之通り申參、伊兵衛後日ニ致シ不申候様ニ御申付被下候願申候へハ、増右

衛門申候者村中伊兵衛同然ニ候間、書付上ケ申様ニ被申候故、三田村佐左衛門方へ參、紙屋分之一札写參、庄や増右衛門へ見七申候へハ、此一札ニハ埒明不申、小峠之義ハ内けんを入、打出シ之分、三まいに被致候へ申候、

一 小峠之義寺原三番之役人衆あらし被存候通り、先年三番役人衆不殘判形被致入置申候証文、後日ニ異義不申之証言之一札、笠松佐太夫方へ入置、御公儀様へ指上ケ奉り候、只今異義之族を申時節柄之義難義ニ奉存候、笠松佐太夫開村領地之場所御帳、寺原之壹帳ニ御座候へ共、村領地境目之義、小峠領地尾限、先年五拾八歩之内新畑御座候、尾限東城屋敷へ見通シ、下北ハ宮川橋尾限、紙屋楮たきしば山ニ紙漉共ニあて置申候、しば山ニ御座候へ共只今ニハ寺原分しばく共かり取迷惑に奉存候、

一 笠松佐太夫・同祖父佐左衛門義小峠申新村新紙屋を取立、山保田下組迄保田紙漉殊之外出来仕、只今ニハ江戸大坂他国大ぶんうれ申候得者、御国之御にぎわいニ相成り申御事、御ためを仕上ケ候場所小峠之義、

御公儀様にと御捨置不被為遊、無判之御銀御下ケ被為遊候御義、笠松佐太夫致置申一札之通り、御慈悲を以被為仰付被下候へハ難有 奉存候、則一札之写シ共指上ケ申候、

宝曆六年

子ノ七月日

前嶋藤左衛門殿

小峠領主

佐右衛門

同村同断

㊦

七右衛門

同断

新之丞

同断

小右衛門

同断

源兵衛

同断

三之助

小峠五人

甚六

長兵衛

寺原庄屋

増右衛門

(三) 小峠の自立と観音堂

61 松葉観音堂の小金堂仏 安永七年（一七七八）

笠松幹生家文書

松葉堂観音御由来縁起

一 松葉観音と奉尊敬由来、往古者紀之太守桑山法眼様老臣保田判官兼宗公発願二而、嫡子保田山崎寺長宗公天正二年之頃、始而式間四面之堂一字建立被遊、本尊御長ケ一尺八寸之聖観音菩薩、左右二釈迦・阿弥陀仏を奉安置有之由之処、天正之乱世ニ保田家一党落城あり、誰守護する方なく野原となる事年数不知、小竹生茂りつづら（四）のと成、既ニ御世治り、御当家始而紀伊之太守

中納言頼宣公之御代、万治弐年之頃、三田村二而笠松佐太夫保田（山崎寺）組大庄屋役相勤候節、紙漉屋敷新田畑開起被為仰付候二附、伐り開候処、堂屋敷遺跡保田智宗之位牌計りありけれども、外ニ委細者相知れず、此笠松佐太夫と申者根元保田次郎繁里五代之孫之由

二而、寛文中佐太夫へ毎夜くあらたに嘶如く霊夢ありける故、発願文ヲ書認、此土地を開起被致、次男弥之助ヲ召連、此土（地所カ）二移り、右の堂跡ニある位牌者我家ニ祭置しに、嫡子惣兵衛ニある夜正しく大木の松の本江堂建立して、我を安置せんと願文あると計を夢に見しを、不思議におもひける、ある時前代（はぐ）の反古を調ぶる時に、祖父佐太夫立願文ニ委細あり、去ル頃、夢に見し者是なる

かなとおもふ、折柄一堂を建立して、聖観世音を安置せよと夢に見し霊夢と心得、又々右之趣願文ニ認置ける処、勝手ニ不任せ過行ける、嫡子惣四郎此趣聞次といふ共、病身ニ而、若死して、四代之孫惣兵衛とゆふハ二沢村中山作太夫之次男、跡目相続クとなる、先祖之願文を捨置きかたく、日々ニ心に懸るといふとも、日ニ送レ、夜は明ケぬれども、折を過し、ある時此趣中山作左衛門方ニ而先祖追善之折柄語りければ、其座ニ四村善福寺之一代智海

和尚といへる僧申けるハ、不思議成ルかな、中原宮本総太夫方ニ先年旅僧一夜止宿致けるに、此僧観世音を追来、行歩不叶、相煩、彼世尊預ケ置き帰り候て、以来不来、彼尊像我家に安置せしに、家内ニ病腦不絶、甚難洪二付御寺江納度由ニ而、式三拾年以前に我寺江納有之、其元心願に依る一堂を建立せば、此本尊をあたゆべしとありけるゆへに、惣兵衛歎喜して一堂建立の心起し、時に安永五申ノ八月木伐始

林之右衛門

一、杉三本 同人

一、杉用木不残 惣兵衛

一、大工木挽賃銀并釘代 同人

一、縄竹入用次第 同人

一、萱三荷宛 村中

一、大工 藤原勘次郎

一、木挽 当村甚七

安永六酉二月三日ニ始、同廿六日ニ棟上成就也、本尊入仏供養三月十七日、中山伊右衛門四村善福寺ニ追来願望成就致者也、

一 安永七年戊二月八日初馬会式始ル、蒔餅者隣在仏餉袋出ス、（当戌年カ）右村々庄

屋元へ頼み、若衆中勸化  
天明六迄米を・老斗式三升程

62 後ろ山譲り渡し証文 天明元年（一七八一）

覚

一 銀壹枚也

右ハ先年万治三年小峠後口山清水村カ先祖貫請候証文、此度小峠庄屋惣兵衛へ相渡し候二付、樽代銀各様御取扱ヲ以御受取、拙者方へ御渡し、慥ニ受取申候以上、

丑九月

三田村

左太夫

印

遠井村庄屋 秀右衛門殿

杉ノ原村庄屋  
佐七殿

右相改相違無之段郡奉行衆へ申達候、以上、

前嶋藤左衛門 ㊦

63 後ろ山讓渡証文預かり証文 天明元年（一七八一）

清水上番田人文書

〔端裏書〕  
一 天明元年九月  
小前へ相渡し候書付控也

一札之事

一 清水領之内小峠後口山、万治三年子九月清水村へ我等先祖三田村  
佐太夫貫受候証文、此度左太夫へ拙者受取預り有之候、仍而如件、  
天明元年丑九月

小峠小前

佐右衛門殿 甚助殿

要助殿 新之丞殿

源右衛門殿 伊七殿

勘七殿 源兵衛殿

小右衛門殿 佐助殿

長兵衛殿 理助殿

弥兵衛殿 新蔵殿

甚七殿

右之通印形いたし小前之内へ相渡ス也、仍之写し残し置也、  
丑九月五日

64 後ろ山預け置き証文 天明元年（一七八一）

うつし 清水上番田人文書

一札之事

一 清水村領小峠後口山、辰巳小峠出張城尾へ、東八城屋敷見通し、

北八宮川口橋尾限、西南八本道限り右之場所、先年万治三年子九  
月清水三ヶ村へ三田村左太夫殿、小峠紙漉共薪山ニ御貫受被下候、  
右証文此度三田村佐太夫殿へ当所庄屋惣兵衛殿へ御渡し被下、惣  
兵衛殿御預り被下候由、千万忝奉存候へハ、此以後小前之者共へ  
何等御願等申上候義無御座候、仍之一札如斯ニ御座候、以上、  
天明元丑九月

佐助 印

長兵衛 印

利助 印

弥兵衛 印

新蔵 印

甚七 印

小峠小前  
佐右衛門 印

甚助 印

要助 印

新之丞 印

源右衛門 印

伊七 印

勘六 印

源兵衛 印

小右衛門 印\*

同所庄屋

惣兵衛殿

同肝入

伊右衛門殿

右村方へ指入候控也、  
右写し遠井村庄屋秀右衛門書也、  
丑九月五日

（原文は一段横並び書き\*以降を上段に記載した。）

65 小峠観音堂修理につき書出 天明六年（一七八六）

小峠観音堂

一元亀年中保田三助殿御取立、其後保田家亡却之節破損二付、笠松  
左太夫取立、又破損二付笠松惣兵衛是ヲ立、

本尊観世音菩薩者天明四年辰ノ開正月十五日、二沢村中山伊右衛  
門七話ニ御附也、

堂建かゝ者天明五年きのとの巳ノ正月廿二日柱立、同二月二日初

馬取立、阿弥陀如来・釈迦如来之二尊者、泉州万代長喜坊  
七話<sup>二</sup>而相求、（建立）堂 こんりやう 笠松惣兵衛

天明六年<sup>午</sup>ノ二月吉日 施主

村中

高野山桜池院内

一白銀三拾目

順教坊

一松木壹本

三田村庄左衛門

一も<sup>（建）</sup>ミ木一本

小峠七右衛門

一杉木三本

同林之右衛門

一松木一本

同左右衛門

大工寺原村勘次郎

建かゑ

七拾五匁

造作六拾九匁

木引九拾匁

人工村中

### 66 鮎川稼につき願書（下書）

年不詳未五月

清水寺原村之内小峠

乍恐口上覚

惣兵衛

同所小前惣代林蔵

一右惣兵衛儀当時田畑も少く御座候二付、伴共作間二鮎川稼仕候を  
見申度奉存、当年今鮎川御運上配賦を請、右稼仕度旨寺原村庄屋  
元へ相断申候処、庄屋嘉左衛門殿一存<sup>二</sup>而否難被申由<sup>二</sup>而、村方江

談シ給候由之処、是迄右稼無之場所二候へ者不相成候間、御伺二

も申上候上<sup>二</sup>而、右稼可仕旨嘉左衛門殿被申聞候義二御座候、

一右鮎川稼之儀ハいつれ之村々<sup>二</sup>而も、其所之者作間之稼、又ハ田

畑等無之者ハ専家業二仕、其所之御運上之割を勤稼候儀二御座候

へ者、寺原村之義者勿論之事二奉存候処、村方徒党仕右躰一村之

内<sup>二</sup>而相隔指留候段迷惑仕候、小峠之義者、右惣兵衛先祖笠松左

太夫三田村二居住仕大庄屋役相勤罷在候処、

南龍院様御代御国<sup>二</sup>而初<sup>二</sup>而紙漉御取建、右左太夫へ被為仰付候、  
則紙漉屋敷二見立御断申上候処、万治二年之御開起<sup>二</sup>而、則紙屋  
十七軒御取建之所<sup>二</sup>而、其節今宗門御改家並判形帳・紙方諸御用  
者小峠庄屋支配仕来、其外諸色御仕置方ハ一村一同寺原庄屋支配  
仕来、村小入用等迄相勤来申候、左太夫義、其後御願申上退役仕  
大庄屋役伴同所佐左衛門へ被為仰付候得とも、紙方并御普請方御  
用之儀者父子共<sup>（建）</sup>話可仕旨被為仰聞、夫今左太夫儀者田畑をわけ、  
二男弥之助召連小峠へ引越せ話仕候、猶其後右佐左衛門次男弥之  
助と申者も田畑を分、小峠へ引越申候、右弥之介家来共鶉網<sup>二</sup>而  
鮎川稼候、伴惣兵衛義ハ殺生不仕候二付右稼ハ不仕候、佐右衛門  
義者代々鶉網鮎川稼仕候、右之外小峠紙漉株二罷有候者共之内<sup>二</sup>  
者、伝左衛門、七右衛門・助太夫・四郎右衛門・三右衛門・九郎  
兵衛、右人之者共鶉網<sup>二</sup>而鮎川稼仕候、右之内三右衛門・九郎兵  
衛と申者ハ、四拾四、五年已前迄夜川鶉<sup>二</sup>而鮎川稼仕候、右鶉遣  
之儀者穩便<sup>二</sup>而ハ難成、家業之義御座候へバ、西原村・久野原村・  
三田村之内<sup>二</sup>而先年同稼仕候老人之内<sup>二</sup>者、小峠三右衛門・九郎  
兵衛鶉稼仕候儀、存候者も可有御座と奉存候得者、御尋被為遊被  
下候ハ、相分候義も可有御座哉二奉存候、

未五月

寺原村之内小峠

惣兵衛 印

同所小前惣代林蔵

印

寺原村庄屋

嘉左衛門殿

67 鮎川稼につき願書 年不詳未五月

乍恐口上覚

一私先祖左太夫伴弥之助并孫の佐右衛門とも小峠二而代々百性相続仕、作間之稼家来共迄鵜飼二而年々鮎川稼仕来り候、尤私親惣兵衛義ハ鮎川稼不仕候、然処私義只今二而ハ田畑も少ク御座候得者、伴共作間ニ鮎川稼キ仕せ見申度奉存候二付、先年之通鮎川御運上配賦をも請不申候間、庄屋元江相断申候所、庄屋嘉左衛門方一存二而も否難被申由二而、村方江話シ給候処、是迄右稼無之場所二候得者不相成候間、御伺二而も仕候上、遣ひ可申旨被申聞候義ニ御座候、

一右鮎川稼候義、いつれ之村々二而も其所之者共作間之稼、或ハ田畑少キもの共鵜飼ニ而鮎川漁事仕候而、其村之鮎川御運上之割ヲ請、稼候義ニ而、寺原村之義も勿論之義ニ奉存候所、右之通村方ハ障り、右稼キ差留候義迷惑仕候、右等之義御伺申上御苦勞ニ奉成候義ハ、恐多奉存候得共、村方より障り申二付、乍恐御訴申上候、尤小峠之義ハ、私先祖笠松左太夫三田村ニ罷在候而、紙漉御取建被為仰付候御刻、紙漉屋敷ニ御開起、万治二年紙屋十七軒御取建之所ニ而御座候而、御用紙等被為仰付候二付、左太夫伴次男弥之助召つれ小峠江引越、紙方世話仕候、其節ハ御国内ニ紙屋も無御座候所、只今二而ハ所々紙屋出来仕、別而寺原・西原などニハ紙屋敷多御座候者、鼻紙等多出来仕候故、自然と値段下置ニ罷成、捌口不宜御座候二付、紙屋一通二而も日々渡世差支申候故、若キ者共ニハ、稼キ之ためニ先年之通鮎川鵜遣ひ等為致見申度由、在所之者共も申候御事ニ御座候、

一右寺原村内之小峠之義ニ御座候得者、年々寺原村庄屋給・諸懸り・諸達筋迄仕候、同村一同之義ニ御座候所、村方ハ障り、右稼差留候義甚迷惑ニ奉存候、私共家之義ハ不及申上、前方ハ鵜飼ニ而鮎川稼仕候者小峠ニ数多御座候、全体同シ村百性之内二而、私共并

二小峠ニ限り右稼キ不相成との品、御聞届ケ之上御了簡被為成下候様乍恐奉願上候、此段被仰上可被下候、以上、

未五月

寺原村庄屋 嘉左衛門殿

惣兵衛 御所物代 林蔵 印

(四) 小峠紙屋株の質入・売買

68 紙屋株質入れ証文 文政二年(一八一九)

指入申質地証文事

一小峠紙屋株壹ヶ所、四方境目

西ハ大道かきり 東ハ宮道かきり 南ハ繁三郎類地限り 北ハ熊四郎類地限り

一屋敷 壹畝三步 高壹斗三升貳合 御帳七左衛門

一七畑 壹畝九歩 高四升壹合 御帳同人

一三畑 貳拾壹歩 高貳升壹合 御帳同人

一六畑 壹畝十八歩高九升六合 御帳同人

畑壹ヶ所、但四方境目

西ハ常助後ふちかきり 東ハ佐右衛門類地ふちかきり 南ハ繁三郎類地かきり 北ハ要助類地かきり

一四畑 壹畝歩 高四升 御帳七左衛門

一三畑 三步 高三合 御帳同人

一三畑 壹畝九歩 高三升九合 御帳同人

畑地壹ヶ所、但シ四方境目

西ハ常類地さかてかきり 東ハ宮道かきり 南ハ三郎右衛門類地かきり 北ハ繁三郎境めかきり

一六畑 貳拾壹歩 高三升 御帳七左衛門

一六畑 壹畝歩 高三升 御帳同人

高合四斗九升四合





70 本銀返し証文 安政三年（一八五六）

本銀返し証文之事

一田地壹ヶ所、但四方境目  
東者七兵衛通り限り  
西者大溝限り  
南者かつせん谷限り  
北者宇三郎類地限り  
健次類地限り

内

小峠紙屋

百七十三 一五畑貳拾七歩 高四升五合 惣太郎

百七十四 一七畑貳畝歩 高壹升四合 同人

百七十五 一五畑貳畝四歩 高四升 同人

百七十六 一八田貳畝貳拾四歩 高貳斗貳升四合 同人

百七十七 一屋敷貳畝拾五歩 高貳斗八升八合 同人

百七十八 一六畑拾五歩 高三升 同人

外 貳畝壹歩也用水溜二引

百七十九 一六畑六歩 高壹升貳合 同人

百八十 一九田壹畝拾貳歩 高壹斗貳升六合 同人

百八十壹 一六畑貳畝拾貳歩 高壹斗貳升四合 同人

百八十二 一九田壹畝拾八歩 高壹斗四升四合 同人

百八十三 一八田三畝歩 高貳斗四升 同人

反合壹反八畝歩

田畑高合壹石四斗三升三合

内

式斗八升八合 屋敷

七斗三升四合 田方

四斗一升壹合 紙屋畑

但シ、家壹軒長屋共

此代銀貳貫五百也

右銀子要用之儀依有之、我等所持之田畑家屋敷其元江相渡シ、右銀子不残受取、当辰極月ヨリ来ル未ノ極月迄拾五ヶ年之間、本銀返しニ相定候上者、自今右之田畑御年貢并諸役共其元可致支配候、年

限之内ニ而も本銀相渡候ハ、右田畑家屋敷無相違可有之御返し候、若年限過ギ候ハ、此証文ニ而も其方弥可被致支配候、其節一言之申分有之間敷候、尤右田畑家屋敷ニおゐて何方茂構妨無之候、若障儀出来候ハ、左之判形人罷出、急度埒明可申候、依而為後日証文如件、  
安政三年  
辰極月日  
惣太郎 印  
与三郎 印  
勝兵衛 印  
重左衛門 印  
佐五衛門 印

71 飲み水水道につき願書 明治六年（一八七三）

差入申書付之事

一私吞水無御座ニ付、小畑元吉地面之内より堀り通シ候処、水道甚差支ニ付、其御許様所持之畑觀音堂屋敷堀通させ被下度、自然御差支之節者何時二而も元方通相廻可申候間、御頼申上候、為念如件、  
明治六年十一月  
清水村 笠松惣太郎殿  
前嶋政次郎 印

72 笠松家由緒につき上申書（下書） 明治一九年（一八八六）

上申書

原告ノ祖先ハ有田郡清水村三田ニ住シ、笠松佐太夫正永ト称シ、旧和歌山藩主南龍院殿ノ代普請役ヲ被命、所有ノ玄米六百五拾三石ヲ弁出シ、新二川溝ヲ開掘シ、五百石余ノ田地ノ旱害ヲ止メ、或ハ新田ヲ開キ或ハ地籍ヲ交換スル等、巨多ノ鴻益ヲ起シ大ニ功ヲ顕ハシタリ茲為ニ於テ、従前早損地ヲ所持セシ者、耕耘スルモ貢納スラ凌ク能ハザリシヲ以テ居村ヲ立退、他ニ移住セシ者ノ子孫ヲ呼返シ、帰住セシメタル等ノ功勞不尠、賞譽ヲ受ケタル事屢々ナリト云フ、又紀伊国中ニ於テ製紙ノ業ヲ営ム者ナカリシヲ、万治年間佐太夫ハ藩主ノ

命ヲ受ケ、初メテ製紙ノ業ヲ開始シタリ、是レ我紀伊国ニ於テ製紙ノ濫觴ナリトス、其開業ノ始メニ方ツテ、先ツ住村清水ノ莊寺原・湯子川・西原ノ三ヶ村（自今通シテ清水村ト云フ）人民（万治年間、二十八年ノ軒ノ人家アル而已ナリシ）ニ謀リ、同村所屬ノ字小峠ト称スル山地ヲ貰受ケ、之レヲ左太夫一資力ヲ以テ紙屋林（楮ヲ植付或ハ紙漉場及ヒ家屋ヲ建築ス）ニ開墾シタリ、則其証憑ハ第壹号証ヲ見テ其事蹟ヲ徴ス可シ、然リ而シテ右開墾ノ地ニ貳拾貳軒ノ家屋ヲ建設シ、之レニ村民ヲ住マハセ、或ハ他村ヨリ移住セシメ、専ハラ紙漉業ヲ盛大ニ営ミ、製紙ハ至極善良ノ結果ヲ得、旧藩主ノ鼻紙用ニ賞供セラルノニ至ル而已ナラス、遂ニ保田紙ト称スル他国ニ輸出スル事トナリ、今尚世人用ユル保田紙ト称スルハ清水村ニ於テ製スル紙則是ナリ、如斯事實ナルヲ以紙漉業開始之際、国主ヨリ米三百俵ヲ合力セラレ、尚清水村ニ於テ字小峠・嶋・小原ノ三ヶ所ノ新開地（所謂新田ノ事ナリ）ヲ拝領拝領シ、有田郡山保田組大庄屋役ヲ被命タリ、以上述ル処ハ本件第一号証ノ成立ヲ証明スルニ必要ノ事實ニシテ、本願請求スル処ノ字小峠ト称スル地所ハ、原告祖先ノ所有タルコト明カナリトス、又其製紙ニ付貳拾貳軒ノ家屋ヲ建設シ、之レニ村民ヲ移住セシメ、紙漉業ヲ営マセタル事蹟ハ第貳号証ニ依テ明瞭ナリ、以上ノ事實及ヒ証拠ニ依テ今ヨリ其往時ヲ回顧スレハ、笠松左太夫ハ清水村ノ領主同様ノ有様ニテ、村民ハ挙テ家僕タリシ者ノ如シ、其第二号証文ニ（御金米御拝借云々）ノ文詞アルヲ以テ之レヲ徴スルニ足ル可シ、蓋シ該第二号証ノ宛テ名ニ小峠矢之助殿トアルハ左太夫ノ二男ニシテ、左太夫ハ老年ニ及ヒ大庄屋役ヲ辞退シ、其長男左伝ヲ本家ニ置キ、二男矢之助ヲ連レ字小峠則紙漉場ヘ移住シ、同所ハ矢之助ヘ譲リ渡タルカ為メナリトス、左太夫ハ予メ死期ヲ悟リ寛文十二年中家族江遺物相続及ヒ分与ノ処置ヲ行ヒ、其長男左伝ヘ第三号証ノ如ク遺言ヲ為シ、之レニ當時ノ代官役并ニ郡奉行カ証拠判ヲ為シタリ、此遺書ニ依テ見レハ、以上開陳スル処ノ事實ハ益以テ明瞭ナリトス、夫レ如斯実況ナルカ故ニ子孫世々繁昌シタルモ、

世代リ星遷リ貳百余年來ノ今日ニ至ル、種々世態變遷シ分家親族死絶シ、今ヤ其正統ハ原告総太郎ノ一家存スル而已○夫レ古今盛衰○如斯唯歎スルノ外ナシ、然レドモ原告総太郎ハ今日ハ貧窮ニ陥リタレドモ、御維新前後ハ尚ホ相当ノ財産ヲ所有セリ、故ニ今争フ地所ニ於ケル祖先左太夫カ小前共ニ貸与シタル儘、別ニ貸地料及ヒ小作米等ヲ徴収スル事無ク、荏苒歲月ヲ経過シ來レリ、然ルニ去ル明治五年中地券御発行ノ公布アリシ際、古証文ヲ提出シ、地券ノ下付アラン事ヲ當時ノ戸長ニ請求シタルニ、戸長ノ曰ク、勿論其古証文ニ依テ原告カ所有地タル事明瞭ナリト雖トモ、左太夫カ村民ヲ移住セシメ往時ヨリ貳百余年ノ星霜ヲ累ネ、習慣ノ久シキ其住民ノ子孫モ又種々變換シ彼レ等習慣ノ久シキ其往昔ヲ知ラス、唯己レ等ガ所有地ナリト心得居ルヤ必セリ、故ニ今一時二原告ヘ地券ノ下付アランニハ彼レ等ハ己レノ地ヲ押領セラルト心得違ヒ、如何ナル騷擾ヲ惹起スモ知ル可カラス、追テ其時機ヲ得テ説見テ、彼レ住民等ニ其理由ヲ説明シ、原告名前ニ更改ス可シ、何分担任セ置ク可シト懇諭セラレタリ、當時原告ハ尚ホ相当ニ生計相當ミ居リ、且戸長ノ懇諭一理アリト思考セシヲ以テ遂ニ貴意ニ随ヒ、強テ請求ヲ為サス、荏苒打過キタル次第ナリ、夫レ如斯始末ナルヲ以テ、御維新後ノ徵稅○納ハ住民ヨリ凌キ、原告ハ別ニ貸地料ヲ徴収シタル事モナク、今日ニ至リシガ、原告ハ追々難澁ニ陥リ生活ノ道殆ント絶ントスルヲ以、該地ヲ取戻シ、祖先ノ祭祀ヲ継カント欲シ、御勸解ヲ請願スル所以ニ候有之候、右ノ事實ニ付、被告共ニ於テ今日其地券ヲ所持罷在リト雖トモ、其所有タルノ原因ヲ明カニスルコト能ハザル可シト思考仕候間、証拠物御熟閱ノ上、請求ノ地所々○有權回復等成候様御勸解奉願候也、

和歌山県紀伊国有田郡清水村平民

笠松総太郎

明治十九年十二月七日

和歌山治安裁判所

判事補 宮田近義殿

二千三百五十号

金四拾貳錢 受取

(以上罫紙、以下罫線なし)

有田郡清水村 笠松総太郎

右之者十二月廿七日午前第十時、出頭可致事

但出頭致シタル節此喚出状へ名刺相添へ訴所へ可差出、若シ無届遅不参スルトキハ五錢以上拾円以下ノ罰金又ハ科料金ヲ言渡ス事アルヘシ

明治十九年十二月廿一日

和歌山治安裁判所印

主任猪飼

73 紙漉業下賜金につき伺書 明治二二年(一八八九)

御伺

私共ハ有田郡旧山保田莊笠松佐太夫之末孫ニシテ衆人不知者ハ無之、耳ナラズ、右笠松佐太夫儀者寛文十三年六月十九日死亡致、当明治廿二年迄年ヲ経ル事式百廿有余年ニシテ、私共者十代目ノ家督相読ヲ継キタル斗主ニ相違無之、然ルニ昔年ハ旧御国内ニ於紙漉業ヲ営ム事一切ナカリシニ、亡先祖笠松佐太夫ナル者發業セシニヨリ、御取調之上、其賞トシテ過ル明治十式、三年ノ頃、金五円御役所迄下賜有之儀ト嚮ニ伝聞仕候得共、其実虚ハ相分兼候ニ付、此段奉恐縮候得共、一応御伺被申上候、若モ御役所迄下賜相成有之儀ニ候得者、前文之如私共ハ末孫ニシテ、右亡祖佐太夫ノ追福ヲ営ミ度候ニ付、御金御下賜被成下度伺旁奉懇願候也、

明治二十式年十月卅一日 有田郡八幡村大字清水

笠松惣太郎印

有田郡長野田四郎殿

有一照第二五号

御郡内八幡村大字三田故笠松佐太夫ナル者、万治年間製紙業ヲ旧山保田莊人民へ誘導拡張セシメタル功績ヲ以テ、過ル十六年聯合共進会開設ノ際共趣キ申立候処、同人へ追賞并金七円下賜セラレ有之処、今般有志者協儀ヲ以同人ノ記念碑建設ノ運ヒ有之趣、就テハ基本トシテ賞状并金員下附可相成筈ニ候間、有志者惣代五名以上連署之上、役場経テ出願候様御取計相成度、郡長依命此段及照会候也、

明治廿二年十一月廿九日

八幡村々長笠松淳蔵殿

第一科長栗山国次郎印

御願

私儀当有田郡旧山保田莊内旧三田村ニ住居セシ亡笠松佐太夫末孫ニシテ、世人ノ知ル処ナリ、古亡租佐太夫儀ハ同郡旧清水村字小峠エ隠居罷有、終ニ寛文拾三年六月十九日死亡致シ、今年月ヲ経ル事式百廿有余年ニシテ、則チ私共拾代目ノ家督相読ヲ継キタル斗主ニ有之、陳ルニ、昔年ハ当国内ニ於テ製紙業ヲ営ム者勝テナカリシニ、亡租先佐太夫ナル者製紙工業ヲ開業シ、現今我地方ニ於テ盛営有之而ナラス、前文如ク私共末孫ニ有之、依テ地方有志者ヲ募リ、亡佐太夫ノ記念碑健設致度候ニ付、此段奉恐縮候得共御庁迄御下賜有之賞状及金員等御下与被成下度、依テ証人連署ヲ以奉懇願候也、

明治廿三年 一月廿五日

有田郡長野田四郎殿

\* 39、60、62、73 (笠松俊男家文書) 印章はあるが、同じ筆跡や転写時の誤記もあり、写しが多く混じっていると見られる。

笠松惣太郎 印  
同郡同村大字西原  
海瀬亀太郎 印  
同郡同村大字三田村  
安井整一郎 印  
同郡同村大字清水  
保田源右衛門印